

盛岡市保健所健康危機管理会議等要綱

平成20年10月27日保健所長専決

令和2年1月30日改正、同日盛保企第261号通知

令和7年4月1日改正、同日盛保企第2号通知

(設置)

第1 盛岡市保健所健康危機管理方針（平成20年10月27日市長決裁。以下「方針」という。）に基づき、健康危機の発生に対し、健康被害の予防及び対策において、迅速かつ適切な措置を講じるため、方針第7第2項第4号並びに第8第1項及び第2項の盛岡市保健所健康危機管理会議（以下「管理会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 管理会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康危機に係る情報交換及び必要な調整に関すること。
- (2) 健康危機に係る原因究明の調査及び検査の体制に関すること。
- (3) 健康危機の対策の方針及び必要な措置に関すること。
- (4) 健康危機に対処するための医療体制に関すること。
- (5) その他健康危機管理に関し必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3 管理会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は保健所長を、副委員長は統括保健師をもって充てる。

3 委員は、保健所医師及び保健所各課の長をもって充てる。

(委員長等)

第4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、保健衛生監又は保健所医師がその職務を代理する。

(会議)

第5 管理会議は、委員長が招集する。

2 管理会議における決定は、議長が管理会議において、各委員その他委員長が必要と認める者の意見等を聴いた上で、議長が決する。

(幹事会)

第6 委員会の所掌事務について補助させ、及び委員会が委任した事項の調査審議をさせるため、幹事長、副幹事長1名及び幹事若干名をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事長は企画総務課長を、副幹事長は指導予防課長又は生活衛生課長をもって充てる。

- 3 幹事会の幹事は、別表の職員をもって充てる。
- 4 幹事会の業務の実施状況及び実施事業の内容は、定期に又は必要に応じて随時に管理会議に報告し、承認を得なければならない。
- 5 第4及び第5の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「管理会議」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「副委員長」とあるのは「副幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と、「保健衛生監又は保健所医師」とあるのは「副幹事長」と読み替えるものとする。

(盛岡市保健所健康危機対策本部)

第7 保健所長が、方針第8第3項の盛岡市保健所健康危機対策本部（以下「保健所対策本部」という。）に切り替えるのは、次に定める事態のほか、保健所長が異常時、非常時又は緊急時と認める場合とする。

- (1) 原因の明らかな健康危機が大規模若しくは広範囲に発生し、又は特異な状況で出現したとき。
- (2) 原因不明の健康危機が発生し、健康被害の範囲が拡大していると認知したとき。
- (3) 健康被害の拡大が早く、緊急に対応を図る必要があると認めるとき。

2 保健所対策本部が当該事態に迅速かつ機動的に対応するため、保健所長及び保健所職員は、関係機関等の協力を要請する等、当該事態の早期の解決、復旧又は終息を全力で図らなければならない。

3 第3、第4第2項及び第5の規定は、保健所対策本部に準用する。この場合において、これらの規定中「管理会議」とあるのは「保健所対策本部」と、「委員長」とあるのは「本部長」と、「副委員長」とあるのは「副本部長」と、「委員」とあるのは「本部員」と、「保健所各課の長」とあるのは「保健所内各課の長及び幹事会の幹事並びに保健所長が指名した保健所の職員」と、「議長」とあるのは「本部長」と読み替えるものとする。

4 本部長は、保健所以外の市の職員をその依頼により本部員にすることができる。

5 本部長は、保健所対策本部に方針第3第1項の関係協働団体等から派遣された連絡員その他職員を待機させることができる。

(庶務)

第8 管理会議及び保健所対策本部の庶務は、盛岡市保健所企画総務課において処理する。

(実施期日)

第9 この要綱は、平成20年10月27日から実施する。

別表（第6関係）

所属	職員
企画総務課	課長補佐の職にある者
	企画係長の職にある者
	総務係長の職にある者
健康増進課	健康政策担当の副主幹又は主査の職にある者
	地域健康づくり担当の副主幹又は主査の職にある者
	こころの健康担当の副主幹又は主査の職にある者
指導予防課	医事薬事担当の副主幹又は主査の職にある者
	感染症対策担当の副主幹又は主査の職にある者
	予防接種担当の副主幹又は主査の職にある者
生活衛生課	生活衛生担当の副主幹又は主査の職にある者
	食品衛生担当の副主幹又は主査の職にある者
	動物愛護担当の副主幹又は主査の職にある者